

厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画（改正案） 【概要版】

1 行動計画とは

新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ため、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月施行）に基づき、政府、都道府県、市町村それぞれの区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（行動計画）を作成しています。

本計画が対象とする疾患は、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症（疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ全国的かつ急速なまん延の恐れのあるもの）」、「新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるもの）」です。

2 これまでの経過

- ・平成24年 特措法制定、都道府県・市町村行動計画の策定が法的に義務づけられる
- ・平成28年 厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- ・令和6年 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、政府行動計画改定
- ・令和7年 政府行動計画の改定を受け、道行動計画改定
- ・令和8年 厚岸町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定

3 改正の目的

実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ります。

（新型コロナウイルス感染症の対応における課題）	（目標）
・ 平時の備えの不足	・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応	・ 町民生活及び社会経済活動への影響の軽減
・ 情報発信	・ 対策の実施に当たっての基本的な人権の尊重

4 改正の考え方

国・道の行動計画の改定内容との整合性を図りながら、町が行う事項を中心に記載。

【道行動計画の改定内容に基づく主な変更点】

項目	現計画	改正後の計画
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応
発生段階 →対策段階	（発生段階）未発生期、海外発生期、国内発生早期、道内発生早期、道内感染期、小康期	（対策段階）準備期、初動期、対応期
平時の準備	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
複数の感染拡大への対応	－（比較的短期の収束を前提）	対応の機動的切替え
対策項目	6項目	7項目（項目の見直し） ※道は13項目
計画の構成	発生段階を基本軸として各対策項目における取組を記載	対策項目を基本軸として、各対策段階における取組を記載 複数の対策項目に共通する3つの横断的視点の設定（人材育成・国と地方公共団体との連携・DXの推進）

(対策項目)

現行計画（6項目）	改定後の計画（7項目）	（参考）道行動計画（改定後）
①実施体制	①実施体制	①実施体制
—	—	②情報収集・分析
②情報提供・共有	②情報提供・共有・ <u>リスクコミュニケーション（追加）</u>	③サーベイランス <u>（新設）</u>
—	—	④情報提供・共有・リスクコミュニケーション <u>（追加）</u>
③まん延防止	③まん延防止	⑤水際対策 <u>（新設）</u>
④予防接種	④ <u>ワクチン（項目名変更）</u>	⑥まん延防止
⑤医療	—	⑦ワクチン
—	—	⑧医療
—	—	⑨治療薬・治療法 <u>（新設）</u>
—	⑤ <u>保健（新設）</u>	⑩検査 <u>（新設）</u>
—	⑥ <u>物資（新設）</u>	⑪保健 <u>（新設）</u>
⑥住民生活及び地域経済の安定の確保	⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保	⑫物資 <u>（新設）</u>
		⑬道民生活及び社会経済の安定の確保

(対策項目の詳細)

時期区分	準備期	初動期	対応期
対策項目	感染症発生の情報を探知するまで	府県対策本部の設置後、基本的対処方針実行まで	基本的対処方針が実行されて以降
第1章 実施体制 【P22～24】	関係機関の連携、行動計画の作成発生に備えた訓練	全庁的な対応（人員体制）、予算の確保、町対策本部の設置	
第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション 【P26～28】	感染症に関する情報提供、相談受付	感染状況等のきめ細かい情報提供、相談窓口の設置	
第3章 まん延防止 【P29～30】	基本的感染対策の普及啓発、医療関係団体との連携	業務継続計画に基づく対応の準備、国・道からの要請を受け対応の準備と協力	
第4章 ワクチン 【P32～39】	予防接種に必要な資材の確認、接種体制の構築、DX推進による接種記録等の整備	予防接種に必要な資材の確保、接種会場及び医療従事者の確保、予防接種に係る情報提供	
第5章 保健 【P43～44】	感染症危機に備えた保健所との連携	道が実施する健康観察等への協力	
第6章 物資 【P45～45】	感染症対策物資の備蓄、定期的な状況確認	備蓄品の点検及び配置、配置状況管理	
第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保 【P46～48】	情報共有体制の整備、DXを活用した適切な仕組みの整備、火葬体制の確認	感染状況に応じ、町民生活及び社会経済活動の両方の安定を確保	